

議案第三三号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例について

三朝町農業共済条例の一部を別紙のとおり改正する

昭和四十一年三月十一日 提出

三朝町長 坂出 稚己

昭和四拾壹年参月拾八日 原案可決



三朝町議会議長

矢田秀雄

(別紙)

二朝町農業共済条例の一部を改正する条例

二朝町農業共済条例(昭和三十三年三朝町条例第一一号)の一部を次のとおり改正する。

別表第一中 「四〇円」を「五〇円」に改める。

附 則

(一)この条例は公布の日から起算して昭和四十一年産の農作物から適用する。